

# 所得税の確定申告、町・県民税（住民税）の申告受付が始まります

■申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)まで  
【土日は除く】

■会場 役場2階 201会議室

申告には「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示、または写しの貼付」が必要です。

- ⑥住宅借入金等特別控除を受けらるかた
 

住宅借入金等特別控除を申請するかたは、申告期限（3月15日）までに、必ず確定申告を行ってください。ただし、初めて控除を受けるかたは、本庄税務署で確定申告を行っていただく必要があります。

申告期限を過ぎて確定申告をした場合、町・県民税における控除が適用できない場合があります。
- ⑦医療費控除を受けらるかた
 

医療費の明細書（必ず事前に作成し、お持ちください。）
- ⑧セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けらるかた
 

セルフメディケーション税制の明細書  
健康の維持増進や疾病予防への取組を行ったことを明らかにする書類  
（特定健康診査・予防接種・がん検診などの領収書または結果通知）

※平成29年分の確定申告から、医療費控除またはセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるかたは、医療費の領収書の添付または掲示は必要なくなりました。

- 申告に必要なもの
  - ①本人確認書類の写し  
「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証などの本人確認書類」
  - ②認印（スタンプ式の印は不可）
  - ③申告者本人の口座番号控  
所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込みますので金融機関名・支店名・口座番号等の控えをお持ちください。  
（ゆうちょ銀行を希望されるかたは、通帳をお持ちください。）  
また、所得税を納めるかたが新たに口座振替を希望される場合は、申告者の口座番号などのほか、金融機関届出印が必要です。
  - ④所得計算の基礎となる書類  
給与または年金所得者  
▼源泉徴収票（原本）【コピーは不可】  
▼事業（営業・農業）所得者  
▼収入内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）  
▼不動産所得者  
▼収入内訳書または収入金額・必要経費などが分かる書類  
一時所得、雑所得などがあるかた  
▼計算明細書や支払調書
  - ⑤領収書・控除証明書（平成29年中に支払った金額のもの）  
▼国民健康保険料（\*）  
▼介護保険料（\*）  
▼後期高齢者医療保険料（\*）

### 申告受付地区別日程表

| 申告相談日(曜日) | 受付対象地区            |
|-----------|-------------------|
| 2月16日(金)  | 公的年金収入のみで申告の必要なかた |
| 19日(月)    | 古郡                |
| 20日(火)    | 木部・中里             |
| 21日(水)    | 甘粕                |
| 22日(木)    | 広木                |
| 23日(金)    | 駒衣                |
| 26日(月)    | 関                 |
| 27日(火)    | 根木・関              |
| 28日(水)    | 南阿那志              |
| 3月1日(木)   | 北阿那志・小茂田          |
| 2日(金)     | 小茂田               |
| 5日(月)     | 下児玉               |
| 6日(火)     | 南十条・北十条           |
| 7日(水)     | 沼上                |
| 8日(木)     | 猪俣                |
| 9日(金)     | 湯桁・野中             |
| 12日(月)    | 大仏・湯本             |
| 13日(火)    | 小栗・白石・円良田         |
| 14日(水)    | 上記相談日に都合の悪いかた     |
| 15日(木)    | 上記相談日に都合の悪いかた     |

問合せ 総務課 税務係  
76・5131

ただし、明細書の記載内容を確認するため、必要があるときは、確定申告期限などから5年間、税務署から領収書の提示または提出を求められる場合があります。

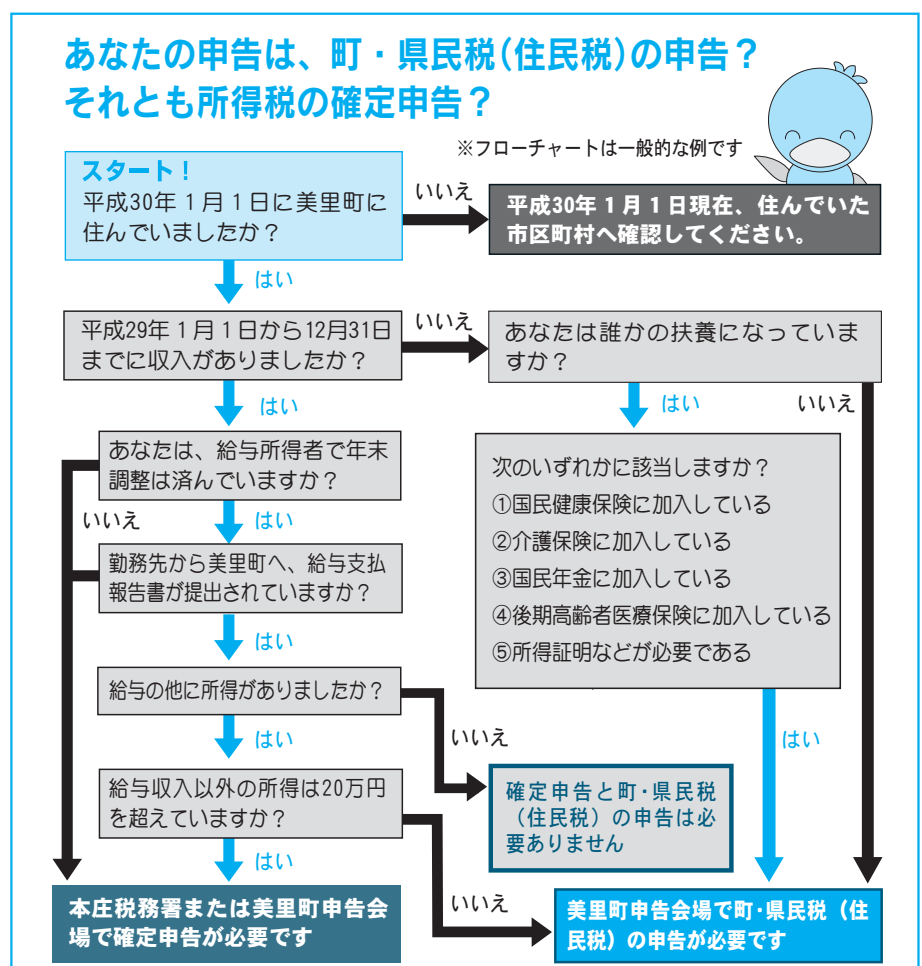
- ◆次の申告は、美里町申告会場で受付できません。本庄税務署で申告をお願いします。
- (1)青色申告（収入内訳書記入の相談を含む）
  - (2)株式などの配当に関する申告
  - (3)譲渡所得申告（土地や建物、株式を売ったかた）
  - (4)損失の申告
  - (5)先物取引に関する申告
  - (6)初めて住宅借入金等特別控除（所得税）を受けようとするかた
  - (7)雑損控除の申告
  - (8)災害減免
  - (9)亡くなられたかたの申告
  - (10)平成28年分以前の確定申告
  - (11)外国人または外国にお住まいのかたを扶養控除対象者とする申告

■受付時間：午前9時～11時30分  
午後1時～4時

■会場：役場2階 201会議室

◎番号札は、午前は8時30分、午後は0時50分から配布します。

◎相談日に都合の悪いかたは、相談日以外でも申告を受け付けます。



- 国民年金保険料
- 生命保険料
- 地震保険料（旧長期損害保険料分も含みます。）
- 確定申告用の資料として、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の平成29年中支払分の納付確認書が必要なかたは、総務課 税務係の窓口で交付しますので申し出てください。